

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	品川医院	長崎県佐世保市柚木町 2188 番地	一般 19 床

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
介護付有料老人ホーム事業	長崎県佐世保市柚木町 2164 番	

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年5月23日 令和2年度決算の決定

令和3年度役員報酬の金額決定

令和4年3月27日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 3 - 4

法人名 医療法人 道仁会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市柚木町2188番地

貸 借 対 照 表

(令和 4 年 3 月 31 日 現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	90,609	I 流 動 負 債	20,235
II 固 定 資 産	191,427	II 固 定 負 債	148,114
1 有 形 固 定 資 産	84,547	負 債 合 計	168,349
2 無 形 固 定 資 産	126	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	106,754	科 目	金 額
		I 資 本 金	1,074
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	112,613
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	113,687
資 産 合 計	282,036	負 債 ・ 純 資 産 合 計	282,036

様式4-2

法人名 医療法人 道仁会
所在地 長崎県佐世保市柚木町2188番地

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

損 益 計 算 書
(自令和 3年 4月 1日 至平成 4年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	215,853
2 事業費用	217,757
本来業務事業損失	1,904
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	83,301
2 事業費用	82,358
附帯業務事業利益	943
事業損失	961
II 事業外収益	10,372
III 事業外費用	755
経常利益	8,656
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	8,656
法人税等	71
当期純利益	8,585

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人 道仁会
 所在地 長崎県佐世保市柚木町2188番地

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (平成 4 年 3 月 31 日 現在)

1. 資 産 額 282,036 千円
 2. 負 債 額 168,349 千円
 3. 純 資 産 額 113,687 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	90,609
B 固 定 資 産	191,427
C 資 産 合 計 (A+B)	282,036
D 負 債 合 計	168,349
E 純 資 産 (C-D)	113,687

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 道仁会
理事長 品川 知明 殿

私は、医療法人 道仁会 の令和3会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年5月22日

医療法人 道仁会

監事 関戸 房光

印